

区民委員会報告資料

令和5年2月28日

報告事項件名	頁
1 第三次足立区滞納対策アクションプランの策定について	2
2 次期国民健康保険業務委託に関する公募型プロポーザルの 実施について	10
3 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料及び 後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の終了について	11
4 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における傷病手当金の 適用期間の延長及び、国財政支援の終了について	12

(区 民 部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年2月28日

件 名	第三次足立区滞納対策アクションプランの策定について
所管部課名	区民部 国民健康保険課
内 容	<p>1 概要</p> <p>平成29年策定の第一次足立区滞納対策アクションプラン及び令和2年策定の第二次足立区滞納対策アクションプランにより、保険料の収納率は特別区最下位を脱却し、令和3年度は11位となった。</p> <p>更なる収納率の向上及び収入未済額の削減のため、第三次足立区滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画）を策定した。（別添）</p> <p>2 課題と目標</p> <p>(1) 収入未済額の圧縮</p> <p>29億4千万円（令和4年5月末） 内訳）現年16.9億円 滞繰12.5億円 ⇒17億4千万円（令和8年5月末） 内訳）現年11.2億円 滞繰6.2億円</p> <p>(2) 現年滞繰合計収納率と特別区順位の更なる向上</p> <p>ア 現年滞繰合計収納率</p> <p>79.79%（令和3年度） 内訳）現年89.52% 滞繰20.70% ⇒85.13%（令和7年度） 内訳）現年92.50% 滞繰27.00%</p> <p>イ 特別区順位</p> <p>11位（令和3年度） ⇒9位（令和7年度）</p> <p>(3) 滞納整理業務に精通した人材の確保と育成</p> <p>経験者を採用するとともに、OJTや勉強会の開催により、ノウハウの共有と組織全体のレベルアップを図る。</p> <p>3 実施期間</p> <p>令和5年度から令和7年度</p>
問 題 点 今後の方針	基本方針を踏まえた「主な取り組み内容」を着実に実行し、目標の達成を目指す。

令和4年12月26日

第三次足立区滞納対策アクションプラン
(国民健康保険料収納率向上3年計画)

令和5年6月～令和8年5月

足立区区民部国民健康保険課

1 これまでの成果と課題

(1) 成果

- ア 収入未済額は、「足立区滞納対策アクションプラン」実施前の74億4千万円(平成29年5月末)から29億4千万円(令和4年5月末)と5年間で45億円圧縮した。
- イ 平成29年6月実施の「足立区滞納対策アクションプラン」、令和2年6月実施の「第二次足立区滞納対策アクションプラン」により、現年滞繰合計収納率は特別区最下位を脱却し、令和4年5月末現在は過去10年間で最高の11位(収納率79.79%: 目標達成率103.02%)と、大幅に改善した。

(2) 課題

- ア 現年滞繰合計収納率の向上には、現年収納率のさらなる向上が不可欠であるが、令和3年度の現年収納率は89.52%であり、「第二次足立区滞納対策アクションプラン」で設定した目標収納率88.10%を上回ったものの(目標達成率101.61%)、特別区平均収納率の90.10%を下回っており、依然として改善の余地がある。
- イ 令和2年度及び3年度は、滞繰分の収納率が低迷し、「第二次足立区滞納対策アクションプラン」で設定した目標を達成することができなかった(令和2年度: 目標達成率68.97%、令和3年度: 目標達成率80.54%)。
- ウ 今後予想される滞納整理業務に精通した人材の不足に対応するため、人材の確保と育成が必要である。

2 基本方針と目標

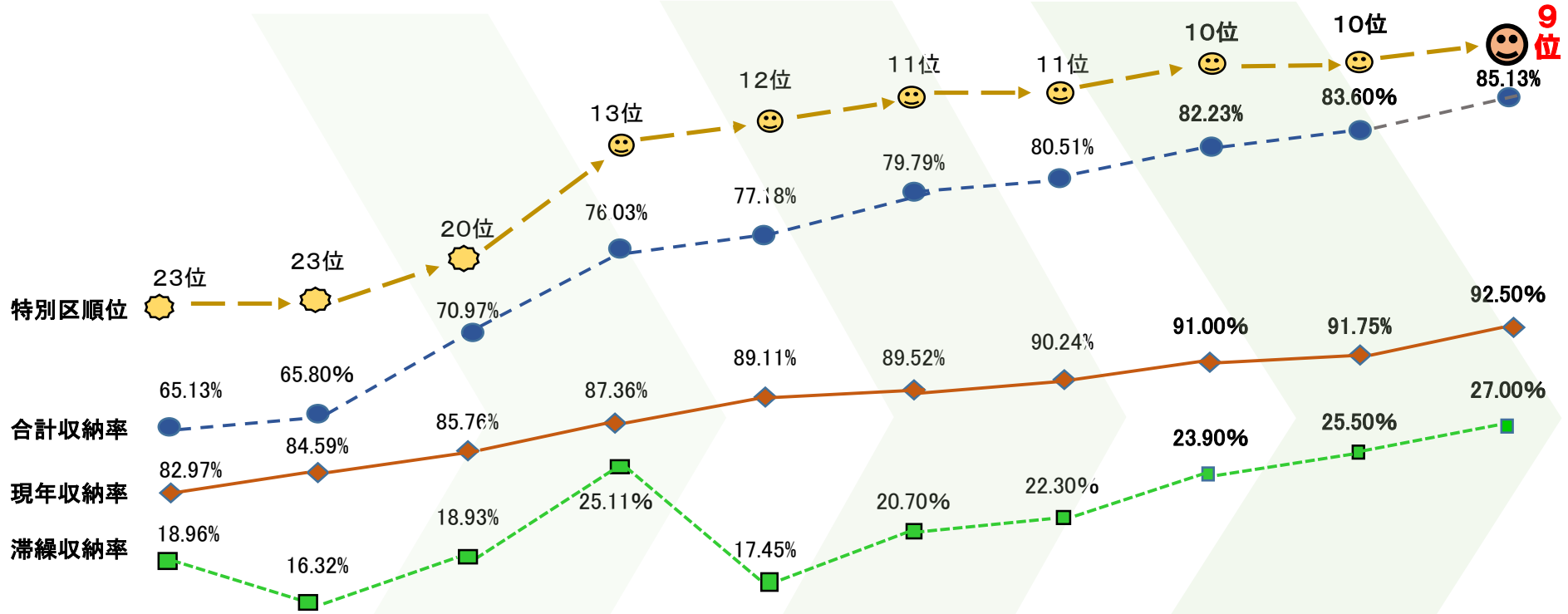
(1) 第三次足立区滞納対策アクションプラン基本方針

- ア 自主納付を促進する。
- イ 滞納処分を適正に執行する。
- ウ 調定額と滞納額の圧縮のため、資格と保険料の適正化を推進する。
- エ 「短期証」、「資格証」等被保険者証の交付を適正に運用する。
- オ 人材の育成と組織全体のレベルアップを図る。

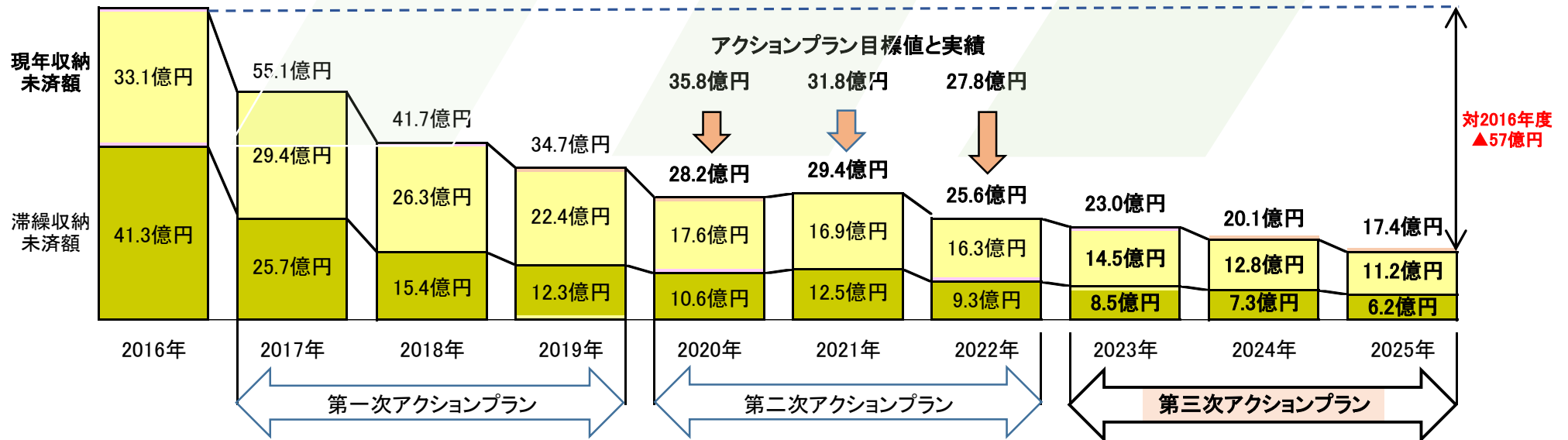
(2)第三次足立区滞納対策アクションプラン目標

- ア 令和8年5月末の収入未済額を17億4千万円まで圧縮する。
- イ 令和8年5月末の現年滞繰合計収納率を85.13%に上昇させ、特別区順位を現在の11位から9位まで引き上げる。
- ウ 現年収納率を92.50%に上昇させる(令和3年度収納率:89.52%)。
- エ 滞繰収納率を27.00%に上昇させる(令和3年度収納率:20.70%)。

収納率・順位の推移



収納未済額の推移



基本方針と主な取り組み内容等

基本方針	主な取り組み内容	年間活動目標	成果目標 (R8.5月末時点)
1 自主納付を促進する。	<p>(1) 納期内納付による現年収納率向上のため、納付相談・文書催告・SNS等あらゆる機会でも口座振替加入を推進する。</p> <p>(2) 文書催告の効率化のため、発送対象・回数・時期を毎年見直す。陳腐化防止のため、定期的に封筒のデザインを更新していく。</p> <p>(3) SMSを活用した個別催告を実施する。</p>	<p>① 口座振替加入率 40.0% (R3実績 39.03%)</p> <p>② 財産調査件数 5,750件 (R3実績 5,222件)</p>	<p>① 収入未済額 17億4千万円</p> <p>② 現年滞繰合計 収納率 85.13% (特別区9位)</p> <p>③ 現年収納率 92.50%</p> <p>④ 繰越収納率 27.00%</p>
2 滞納処分を適正に執行する。	<p>(1) 資力があるにも関わらず自主納付しない者に対する差押えを強化する。 ア 高額滞納事案に対する処分を強化する。 イ 給料差押えを強化する。 ウ 分納誓約不履行者への差押えを強化する。</p> <p>(2) 預金、生命保険、給料等の財産を調査した結果、無資産や生活困窮により納付資力を喪失していることが明らかとなった者については、執行停止・欠損処理を行う。</p>	<p>③ 差押件数 1,000件 (R3実績 304件)</p>	
3 調定額と滞納額の圧縮のため、資格と保険料の適正化を推進する。	<p>(1) 社会保険等との二重加入解消を推進する。</p> <p>(2) 区内に居住実態がない者について、不現住通報を通じた住民票消除により、資格喪失の手続きを進める。</p> <p>(3) 住民税未申告者について、所得に応じた保険料を賦課・徴収するため、申告を勧奨する。</p>	<p>④ 執行停止件数 2,400件 (R3実績 2,605件)</p>	
4 「短期証」、「資格証」等被保険者証の交付を適正に運用する。	<p>(1) 納期内納付を履行している大部分の被保険者との均衡と負担の公平性を確保するため、保険料滞納者に対し、下記の取り扱いを推進する。 ア 原則12か月以上保険料を滞納している者等に対し、有効期限が短い「短期証」を交付する。 イ アの期間中、特に理由なく保険料を滞納する者に対し、医療費が10割自己負担となる「被保険者資格証明書(資格証)」を交付する。 ウ 保険料を滞納している者に対して、医療費の支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付せず、貸付制度の利用を案内する。</p>	<p>⑤ 「ねんきんネット」活用による資格喪失件数 400件 (R3実績 376件)</p> <p>⑥ 不現住通報件数 60件 (R3実績 12件)</p>	

<p>5 人材育成と組織全体のレベルアップを図る。</p>	<p>(1)滞納整理専門員に税務署出身者をはじめ、民間企業で債権回収業務を経験した者等様々なバックグラウンド(得意分野や強味)を持つ者を採用し、人材の多様化を図る。</p> <p>(2)OJT や事案検討会(勉強会)の開催を通じ、納付交渉・財産調査・滞納処分等債権回収ノウハウを共有・蓄積することにより、人材の育成(特に滞納整理未経験の常勤職員)と組織全体のレベルアップを図る。</p> <p>(3)滞納整理専門員について、税とは異なり所得がなくても保険料が賦課される等の国民健康保険制度の特性に対応し、能力を十分に発揮できるよう、全体会議の開催や定期的に個別ヒアリング等の意見交換の場を設ける等課長・係長による指導・指示を行っていく。</p> <p>(4)係員ごとの滞納整理の進捗状況に差異が生じぬよう、事案の進行管理の徹底を図る。</p>	<p>⑦ 徴収吏員ごとの現年滞繰合計収納率 前年比 1.5P アップ</p>	
-------------------------------	---	--	--

滞納対策アクションプランの比較

第一次対策アクションプラン

平成29年6月～令和2年5月

【課題】

- 1 根雪化した滞納の解消
- 2 収納率の向上(特別区最下位脱却)
- 3 適正規模の組織の構築

【成果】

- 1 収入未済額の圧縮
H29年5月末 74億4千万円 → R2年5月末 34億7千万円
- 2 特別区順位
H28年分 最下位 → R元年分 13位
- 3 国税、都税OB6名を採用したことにより、長期滞納、処理困難事案の処理推進が図られ、適正な滞納整理を執行する土壌が整備された。

第二次対策アクションプラン

令和2年6月～令和5年5月

【課題】

- 1 滞納事案の金額の大きな事案については、質的な整理を、少額事案については、量的な整理を実施、収入未済額の圧縮
- 2 短期時効(2年)を見据え、現年分収納率の更なる向上
- 3 会計年度任用職員(滞納整理専門員)の継続的な確保

【令和3年までの成果】

- 1 収入未済額の圧縮
R2年5月末 34億7千万円 → R4年5月末 29億4千万円
- 2 現年滞繰合計収納率の向上
R元年 76.03% → R3年 79.79%
- 特別区順位
R元年 13位 → R3年 11位
- 3 滞納整理専門員は、総合的な知識を備えた者を採用し、あらゆる事態に対応している。

第三次対策アクションプラン

令和5年6月～令和8年5月

【課題】

- 1 現年収納率のさらなる向上
- 2 滞繰収納率の低迷
- 3 滞納整理に精通した人材の確保と育成

【基本方針】

- 1 自主納付の促進
- 2 滞納処分 of 適正な執行
- 3 資格適正化の推進
- 4 被保険者証交付の適正な運用
- 5 人材の育成と組織全体のレベルアップ

【目標(R8. 5月末まで)】

- 1 収入未済額を17億4千万円に圧縮する。
- 2 現年滞繰合計収納率を85.13%に上昇させ、特別区9位を目指す。
- 3 現年収納率を92.50%に上昇させる。
- 4 滞繰収納率を27.00%に上昇させる。

区民委員会報告資料

令和5年2月28日

件名	次期国民健康保険業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について												
所管部課	区民部 国民健康保険課												
内容	<p>国民健康保険業務委託に関する公募型プロポーザルの実施及び今後のスケジュールについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）</p> <p>2 委託範囲 (1) 対象業務1：庶務、資格賦課、収納管理 等 (2) 対象業務2：給付 等</p> <p>3 プロポーザル選定委員（7人） 選定委員の内訳</p> <table border="1" data-bbox="389 1043 1323 1301"> <thead> <tr> <th></th> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験者</td> <td>弁護士、社会保険労務士、公認会計士</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>区民委員</td> <td>足立区国民健康保険運営協議会委員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>区職員</td> <td>政策経営部長、区民部長、衛生部長</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 今後のスケジュール（予定） 令和5年4月中旬 第1回選定委員会（応募要件等の決定） 令和5年5月初旬～中旬 公募（提案募集要件、説明書等の配布） 令和5年6月下旬 第2回選定委員会（書類選考） 令和5年8月下旬 第3回選定委員会 （プレゼンテーションによる事業者選定） 令和5年9月下旬 契約締結</p>		役職	人数	学識経験者	弁護士、社会保険労務士、公認会計士	3人	区民委員	足立区国民健康保険運営協議会委員	1人	区職員	政策経営部長、区民部長、衛生部長	3人
	役職	人数											
学識経験者	弁護士、社会保険労務士、公認会計士	3人											
区民委員	足立区国民健康保険運営協議会委員	1人											
区職員	政策経営部長、区民部長、衛生部長	3人											
問題点・今後の方針	令和6年度からの次期委託の安定稼動に向けて、公募型プロポーザル方式により、次期事業者選定を着実に進めていく。												

区民委員会報告資料

令和5年2月28日

件名	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の終了について</p>
所管部課名	<p>区民部 国民健康保険課、高齢医療・年金課</p>
内容	<p>令和5年2月10日付で厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、令和4年度相当分の保険料までで財政支援を終了する旨の事務連絡があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、令和4年度相当分の保険料までで財政支援を終了する。</p> <p>2 令和4年度相当分国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の取り扱いについて</p> <p>令和5年3月31日までに納期限が到来する保険料及び令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以降に納期限が到来する保険料について、10分の10に相当する額を令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定である。</p>
問題点 今後の方針	<p>新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免については財政支援を受けられる範囲で行ってきたことから、財政支援の終了に伴い減免の申請も令和4年度相当分までで終了とする。</p> <p>東京都後期高齢者医療広域連合も、国からの財政支援の終了に合わせて令和4年度相当分をもって終了する見込みである。</p> <p>なお、減免の申請を令和4年度相当分までで終了とすることについては、ホームページ等で周知をおこなっていく。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年2月28日

件 名	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における傷病手当金の適用期間の延長及び、国財政支援の終了について
所管部課	区民部 国民健康保険課、高齢医療・年金課
内 容	<p>国の財政支援により国民健康保険及び後期高齢者医療制度にて実施している傷病手当金について、適用期間の延長及び適用の終了について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 適用期間</p> <p>延長前：令和2年1月1日から令和5年3月31日 延長後：令和2年1月1日から令和5年5月7日</p> <p>2 国財政支援の終了及び適用の終了について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した者に対する財政支援は終了する。</p> <p>これに伴い、傷病手当金の適用期間も令和5年5月7日で終了する。</p> <p>3 傷病手当金の概要【変更なし】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症にり患等（感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む）し、療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった者</p> <p>(2) 支給額</p> <p>直近の継続した3月間の給与等収入の合計額÷就労日数×2/3×日数（り患等により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数）</p>

4 規則改正等

(1) 足立区国民健康保険

「足立区国民健康保険条例施行規則」

令和5年3月公布

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合

「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行期日及び適用期間の終期を定める規則の一部を改正する規則」 令和5年3月公布

※ 申請書類の受付等の事務が発生しないため「足立区後期高齢者医療に関する条例」の改正は行わない。

5 支給実績（令和5年1月31日現在）

※ 令和4年度の実績

(1) 国民健康保険

ア 支給額 17,066,135円

イ 申請件数 602件

ウ 支給件数 577件

(2) 後期高齢者医療制度（東京都後期高齢者医療

広域連合で受付・支給）

ア 支給額 387,698円

イ 申請件数 12件

ウ 支給件数 11件

6 経過措置

保険給付の申請時効は2年間となっているため、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなかった者については、引き続き傷病手当金を支給する。

問題点・
今後の方針

適用期間の延長及び適用の終了については、ホームページ等で周知を行っていく。